

令和6年度 監査報告書

公益社団法人 埼玉県断酒新生会
理事長 嶋田 兆央 殿

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び内容並びに結果については、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び事務局等の意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について監査いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

ア. 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況すべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和7年4月20日

監事 倉持 博幸

監事 壺井 建治